

公益財団法人 粟井英朗環境財団

2018年度
環境修学助成のご案内

募集期間

2017年11月24日（金）～2018年1月31日（水）

自然との共生をめざして
粟井英朗環境財団

2018年度環境修学助成 募集要項

◆ 募集目的

「持続可能な社会の実現のために、環境保全活動と地域振興活動の実践をもって社会貢献を行う」ことを目的として、2012年4月、山梨県富士吉田市に、栗井英朗環境財団が設立されました。

当財団の設立趣旨に則り、山梨県内における水資源保全及び森林環境保全の向上に寄与することを目的とした地域外先進地への修学研修に対する助成を行います。

◆ 助成修学分野

- ① 水資源保全活動
- ② 森林環境保全活動
- ③ 地域活性化活動

◆ 助成対象者

環境保全及び地域振興普及に関心のある方でかつ、地域外先進地の取り組みを山梨県内に波及する意欲のある方

◆ 助成金額

1個人につき上限50万円

※50万円以内の申請であっても、審査の結果で申請金額の一部を減額させていただく場合があります。

◆ 助成対象となる経費

- ① 謝金、研修費、学費
- ② 旅費交通費・宿泊費
- ③ 役務費
- ④ 通信運搬費
- ⑤ 借料、損料費
- ⑥ 消耗品費・備品費・材料費
- ⑦ 事務管理費

※ 詳しくは別紙一覧をご参照ください

◆ 助成対象とならない経費

- ① 活動の拠点となる事務所の家賃・光熱費・通信費
- ② 修学中に発生した事故・病気・怪我・災害処理のための経費
- ③ 領収証などの支払内容を証明できる証憑がないもの
- ④ その他、当財団が助成対象として不適当であると当財団が判断した費用

◆ 助成金の使途変更

申請した支出経費以外への流用は認めません。やむを得ない事情で変更する場合は、事前に必ず変更手続きを行い、当財団の承認を得てください。

◆ 募集期間

2017年11月24日（金）から2018年1月31日（水）（当日消印有効）

◆ 選考方法

当財団の選考委員会によって書類審査を実施し、後日プレゼンテーション審査会を実施する予定です。助成対象者には別途ご連絡いたします。

◆ 選考基準

- ① 修学内容の必要性
 - ・修学内容が地域の実情に合っているかどうか
- ② 修学の効果
 - ・修学内容が持続可能な社会の実現や地域の活性化に繋がるものとなっているか
 - ・緊急を要する取り組みであり、かつ普及啓発効果が期待できる修学であるか
- ③ 修学実施の確実性
 - ・無理のない具体的な修学計画が立てられているか
- ④ 修学の資質能力
 - ・修学の実施及び地域への普及啓発を行う上で十分な資質・能力を備えているか

◆ 審査において重視されるポイント

- ① 申請書において、第三者にも修学の内容が理解できるように、修学の内容・計画が具体的に記入されていること。また、修学の実施にあたり無理・無駄のない予算計画が練られていること。
- ② 修学実施による利益が、地域への啓発効果が期待できる活動であること。
- ③ 修学の内容が環境保全と地域活性の両立を実現すること。

◆ 発表方法

結果は審査決定後、すべての申込み者に郵送で3月下旬頃（予定）にご連絡いたします。なお、不採択に関わる理由等についてはお答えしかねますのでご了承下さい。

◆ 申込み方法

申請書に必要事項をご記入のうえ、提出書類を添付し当財団宛に郵送をお願いします。
郵送いただいた書類等の返却はいたしませんので、ご了承ください。
なお、申込書類等は、当財団のホームページ（<http://awai.or.jp/>）からダウンロードできます。

◆ 個人情報について

ご記入いただいた個人情報は、選考委員等へ提供する他、助成先の公表などに利用します。また個人情報の利用は、利用目的の達成に必要な目的以外に利用することはありません。

◆ 助成を受ける方の義務

(1) 報告について

修学後に、修学の結果及び会計についての報告書ならびに成果物の提出。会計報告には、領収証等の証憑類（原本とそのコピー）を提出していただきます。
※証憑類の原本は、報告書類を確認させていただいた後にご返却いたします。

(2) その他

- ① 修学活動の結果については、当財団のホームページ等で公開します。また、当財団の事業や講演会等で発表をお願いする場合があります。
- ② 助成を受ける方は、上記条件を含む助成に関する契約を当財団と締結していただきます。契約後、対象とならない活動と判明した場合、助成金を返金していただきます。

◆ 活動報告について

- ・助成者には、修学完了後1ヶ月以内に下記書類を提出していただきます。

- ① 修学報告書
- ② 収支報告書
- ③ 領収書（原本とそのコピー）

- ・余剰金・未使用金が発生する場合や事業の取り消し等が発生する可能性がある場合には、速やかに当財団事務局にご連絡下さい。
- ・2019年5月（予定）に、当財団主催の修学報告会の場でプレゼンテーションをしていただきます。

◆ その他

- ・同一事業について、行政からの補助や企業からの寄附を受けている活動については、協議の上で助成をご辞退していただく場合があります。
- ・修学先の安全を十分に確認後実施ください。

◆ スケジュール

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・応募締め切り | 2018年1月31日（水）（当日消印有効） |
| ・書類審査 | 2018年2月下旬 |
| ・最終審査 | 2018年3月下旬 |
| ・助成決定 | 2018年3月下旬（事務局よりご連絡） |
| ・修学報告書提出期限 | 2019年3月末日 |
| ・修学報告会 | 2019年5月（予定） |

◆ 応募・お問い合わせ先

公益財団法人 粟井英朗環境財団

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田 5587-1

TEL : 0555-21-5050 FAX : 0555-23-3271 ホームページ : <http://awai.or.jp/>

Email : info@awai.or.jp 担当：宮下

◆ (別表) 助成対象経費の基準

経費区分	説明	上限	清算時における留意事項
① 謝金 研修費 学費	修学先や協力を得た人に支払う謝礼、研修費、または学校に支払う学費。	謝金は1名につき1日あたり2万円が上限。 研修費、学費は実費が上限。	・謝金を受ける者の氏名、住所、用務が記載された領収書が必要です。 ・学費、研修費は明細を添付すること。
② 旅費交通費 宿泊費	鉄道・バス・航空機・船舶等の運賃、宿泊費、高速道路通行料、ガソリン代など。	交通費は、ノーマルエコノミークラスの実費が上限。 宿泊費は1万円が上限。 ガソリン代の上限は、走行km×20円。 算出根拠の不明瞭な「お車代」などの一定額を支給する交通費の支払いは認められません。	・交通機関からの領収書が出ない交通費については、交通費の支給を受ける者からの出発地、到着地、金額を明記した領収書の発行を受けること。 ・タクシーの利用については、領収書を添付した用紙の余白に利用理由を記入すること。 (合理的な理由がない場合は助成対象外となります)
③ 役務費	専門業者および専門家に作業を依頼するための経費。 (翻訳・通訳料、活動補助謝礼など)	実費が上限。	・領収書のほかに見積明細書など依頼内容が明確な書類を添付すること。 ・賃金は助成対象外です。
④ 通信運搬費	修学先との連絡など郵送料金及び物品運搬費用。 (上記以外の郵便料金等については事務管理費に計上して下さい)	実費が上限。	・使途が明確ではない切手購入費は助成対象外です。 ・使途が明確ではない電話・FAX費は助成対象外です。
⑤ 借料・損料	機材レンタル費、レンタカー代など。	実費が上限。	・領収書の他に、見積明細書など借り入れたものの内容がわかる書類の添付が必要です。 ・自らが管理する施設や機材等に対する借料・損料は助成対象外です。
⑥ 消耗品費 備品費	修学に必要な消耗品費・備品費など。	実費が上限。	・領収書の他に、見積明細書など購入した物の内容がわかる書類の添付が必要です。(購入品目が印字されているレシートの場合は、見積明細書等の添付は不要です) ・汎用性が高く、助成を受ける個人の備品・資産となるものは、助成対象外です。
⑦ 事務管理費	修学実施のための事務作業に必要な文房具の購入費、通信費、コピー代、振込手数料など。	実費が上限。	・プリペイドカードや金券類の購入は助成対象外です。

※ 1万円を超える経費は見積書もしくは経費明細を添付してください

なお、見積もり内容が過大と判断された場合等については、対象外とさせていただきます

自然との共生をめざして
粟井英朗環境財団



公益財団法人 粟井英朗環境財団

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田 5587-1

TEL : 0555-21-5050 FAX : 0555-23-3271

H P : <http://awai.or.jp/> Email : info@awai.or.jp